

対日理解促進交流プログラム「JENESYS2025」(対象国:SAARC諸国)
候補となる実施団体の選定に関する企画競争に準じた手続の実施(採点表)

別添 5

(企画書No.)

採点者: 課 氏名 ()

	審査項目	詳細	評価点数(点数を○で囲む)					
事業の企画妥当性(配点65点)								
			とても優 れている	概ね良好	問題なし	一部要修 正	大幅修正	不可
1	(1)全体日程案の妥当性	(招へい)※プレプログラム+招へいの企画(10日間/回) ・政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策に関する対日理解を促進させ、 両国の繋がりを課題に対する知見を深める内容、訪問先となっているか。 ・プレ・プログラムは、対日理解を促進し、日本または日本人との関係を築き、 日本への関心、訪日意欲を高められる内容となっているか。 ・様々なテーマ・分野での実施が可能であり、関係者等との交流や意見交換が 十分に確保されているか。 ・日本人との交流や日本の正しい姿・魅力を体験し、我が国に対する持続的な 関心を増進させるバランスの良い内容となっているか。	15	12	9	6	3	0
		(オンライン交流)※プレプログラム+招へいの代替としての企画 ・事業目的(「説明書Ⅱ.1」)を踏まえた具体的モデル日程案の講義・視察・意見 交換、文化体験、発信の機会のバランスは、妥当なものか。 ・日本人との交流や日本の正しい姿・魅力を体験し、我が国に対する持続的な 関心を増進させるバランスの良い内容となっているか。 ・プログラムの専門性/テーマについて、参加者が正しく理解し体験できるよう、 適切な訪問場所、プログラム内容、意見交換等の十分な時間が、確保されてい るか。	15	12	9	6	3	0
		(フォローアップ事業) ・本事業にて訪日経験の有する者に対し実施する、同窓会の日程案は、親日 層・知日層の育成の観点から、妥当なものか。 ・同窓生の活動の支援の手法につき、具体的な提案はされているか。 ・既に訪日経験のある参加者に対し、日本との関係継続の意欲を更に高め、プ ログラム経験を活かした活動を推進する独自の工夫・提案はあるか。	15	12	9	6	3	0
		(広報・フォローアップ) ・国内外での本事業のプレスリリースの確実な実施、また、本事業のメディア報 道、参加者による対外発信の件数及び内容の収集を行える計画となっている か。 ・適切な参加者の名簿管理・情報更新、アンケート調査の実施、日本の情報の 定期的な配信ができる体制となっているか。 ・参加者の帰国後の活動(アクション・プラン)のフォロー、同窓組織(アルムナ イ)等の情報収集及び支援(オンライン/オフライン)ができる体制となっている か。	15	12	9	6	3	0
	(2)全事業計画の妥当性	・対外発信力のある将来有望なよりよい人材の募集をするために、十分な募集 期間が設けられており、効果的な募集方法となっているか。 ・透明性・公平性をもって募集・選考・決定を行う方法が確保されているか。 ・事業計画は令和7年度以内に実現可能で無理のない効率的な作業スケ ジュールが組まれているか。 ・全体計画は対日理解を促進し、国際社会における対日イメージの向上や日本 への持続的な関心の増進に寄与するプログラム内容となっており、ひいては外 交基盤の拡充に繋がるものとなっているか。 ・本事業の成果を定時的・定量的に測定・検証するための材料を収集し、外務 省へ随時報告ができる計画となっているか。 ・プログラム毎の事業評価・報告は、適切なタイミングで外務省へ連絡される体 制が確保されているか。	5	4	3	2	1	0
円滑な運営(配点30点)								
			とても優 れている	概ね良好	問題なし	一部要修 正	大幅修正	不可
2	(1)組織の運営・実施体制	・プログラムの事前・事後の業務の期間を含め、人員が他事業に携わり、連絡 や本業務が滞らないために、事業の実施に必要な人員体制は確保されている か。 ・外務省、派出先国際機関、参加者、関係者と速やかかつ円滑に、日本語及び 英語での連絡・調整が行える体制となっているか。 ・本事業の資金管理が適切であり、年度内の事業計画に変更が生じる場合 には、速やかに外務省へ報告する体制となっているか。 ・突発的なプログラムの変更や新規作業の要望が発生した場合、臨機応変に 対応出来る体制を確保しているか。	10	8	7	6	5	0
	(2)事業実施の適格性・柔軟性	・プログラムの成果を踏まえ、幅広い対象者への対応(宿舎・食事内容の配慮 等含む)、幅広いテーマへの的確で柔軟な対応を行い、総合的に業務を遂行す ることができるか。 ・専門性、英語力または多言語・英語及び現地言語を含めた事業の履行、資料 作成の能力が十分であるか。 ・本事業を正確に理解し、説明書の記載内容と相違・不備のない企画書を提出 しているか。 ・本事業に生かせるアイデア及び、想定しうる課題に柔軟に対応できるものであ るか。	10	8	7	6	5	0
	(3)危機管理能力	・不測の事態の発生に備え、緊急連絡体制が確保され、安全管理マニュアル等 を外務省に共有することはできるか。 ・不測の事態が生じた際、訪問先・プログラムの変更等、的確な対応を行う体制 が確保されており、また、外務省及び関係機関に報告できる体制となっている か。 ・事前に、被害を最小限にするための取り組みがなされているか。	10	8	7	6	5	0
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(5点)								
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく 認定等を取得しているか。 【次のうち、最も高い配点の認定について加算する】(複数認定を有していても 重複の加点は行わない) ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)(1段階目:2点、2段階目:3点、3段階 目:4点、プラチナえるぼし:5点、行動計画:1点) ・次世代法に基づく認定(トライくるみん:3点、くるみん(平成29年3月31日ま で):2点、くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日まで):3点、くるみん(令 和4年4月1日以降):3点、プラチナくるみん:5点) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール:4点)						
1、2、3 の 合計 【 点】								

(注)各評価項目につき該当する評価に○をつけ、各項目の点数を合計して総計を出すこと。
(注)評価は合計6名、各100点満点で行い、合計基準点を600点の60%である360点とする。
合計基準点に達し、且つ、第1位の者と僅差(第1位の得点の5%以内)の者がある場合には、見積額の最も低い者を第1候補として推薦する。
(審査員コメント・気づきの点)

--

対日理解促進交流プログラム「JENESYS2024 Phase II」(対象国: SAARC諸国)
候補となる実施団体の選定に関する企画競争に準じた手続の実施(採点表)

別添 5

(企画書No.)

採点者: 課 氏名 ()

審査項目	詳細	評価点数(点数を○で囲む)						
事業の企画妥当性(配点65点)								
1		とても優 れている	概ね良好	問題なし	一部要修 正	大幅修正	不可	
	(1)全体日程案の妥当性	【プレプログラム+訪日までのフォローアップ+招へい】 ・政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策に関する対日理解を促進させ、 両国の繋がり・課題に対する知見を深める内容、訪問先となっているか。 ・プレ・プログラムは、対日理解を促進し、日本または日本人との関係を築き、 日本への関心、訪日意欲を高められる内容となっているか。 ・様々なテーマ・分野での実施が可能であり、関係者等との交流や意見交換が 十分に確保されているか。 ・日本人との交流や日本の正しい姿・魅力を体験し、我が国に対する持続的な 関心を増進させる/バランスの良い内容となっているか。	15	12	9	6	3	0
		【プレプログラム+訪日までのフォローアップ+招へい】 ・効果・成果を見据えた独自の提案(発信方法・質など含む)とその実施例があるか。	15	12	9	6	3	0
		【オンライン交流】 ・事業目的(説明書Ⅱ.1)を踏まえた具体的モデル日程案の講義・視察・意見 交換、文化体験、発信の機会のバランスは、妥当なものか。 ・日本人との交流や日本の正しい姿・魅力を体験し、我が国に対する持続的な 関心を増進させる/バランスの良い内容となっているか。 ・プログラムの専門性/テーマについて、参加者が正しく理解し体験できるよう、 適切な訪問場所、プログラム内容、意見交換等の十分な時間が、確保されてい るか。	15	12	9	6	3	0
		【オンライン交流】 ・オンライン手法の利点、費用対効果、また、参加者が受身型の参加にならない よう配慮し、効果・成果を見据えた独自の提案(発信方法・質など含む)とそ の実施例があるか。	15	12	9	6	3	0
	(2)全事業計画の妥当性	・対外発信力のある将来有望なよりよい人材の募集をするために、十分な募集 期間が設けられており、効果的な募集方法となっているか。 ・透明性・公平性をもって募集・選考・決定を行う方法が確保されているか。 ・事業計画は令和7年度以内に実現可能で無理のない効率的な作業スケ ジュールが組まれているか。 ・全体計画は対日理解を促進し、国際社会における対日イメージの向上や日本 への持続的な関心の増進に寄与するプログラム内容となっており、ひいては外 交基盤の拡充に繋がるものとなっているか。 ・本事業の成果を定量的・定量的に測定・検証するための材料を収集し、外務 省へ随時報告ができる計画となっているか。 ・プログラム毎の事業評価・報告は、適切なタイミングで外務省へ連絡される体 制が確保されているか。	5	4	3	2	1	0
円滑な運営(配点30点)								
2		とても優 れている	概ね良好	問題なし	一部要修 正	大幅修正	不可	
	(1)組織の運営・実施体制	・プログラムの事前・事後の業務の期間を含め、人員が他事業に携わり、連絡 や本業務が滞らないために、事業の実施に必要な人員体制は確保されている か。 ・外務省、提出先国際機関、参加者、関係者と速やかかつ円滑に、日本語及び 英語での連絡・調整が行える体制となっているか。 ・本事業の資金管理が適切であり、年度内の事業計画に変更が生じえる場合 には、速やかに外務省へ報告する体制となっているか。 ・突発的なプログラムの変更や新規作業の要望が発生した場合、臨機応変に 対応出来る体制を確保しているか。	10	8	7	6	5	0
	(2)事業実施の適格性・柔軟性	・プログラムの成果を踏まえ、幅広い対象者への対応(宿舍・食事内容の配慮 等含む)、幅広いテーマへの的確で柔軟な対応を行い、総合的に業務を遂行す ることができるか。 ・専門性、英語力または多言語・英語及び現地言語を含めた事業の履行、資料 作成の能力が十分であるか。 ・本事業を正確に理解し、説明書の記載内容と相違・不備のない企画書を提出 しているか。 ・本事業に生かせるアイデア及び、想定しうる課題に柔軟に対応できるもので あるか。	10	8	7	6	5	0
	(3)危機管理能力	・不測の事態の発生に備え、緊急連絡体制が確保され、安全管理マニュアル 等を外務省に共有することはできるか。 ・不測の事態が生じた際、訪問先・プログラムの変更等、的確な対処を行う体 制が確保されており、また、外務省及び関係機関に報告できる体制となってい るか。 ・事前に、被害を最小限にするための取り組みがなされているか。	10	8	7	6	5	0
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(5点)								
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく 認定等を取得しているか。 【次のうち、最も高い配点の認定について加算する】(複数認定を有していても 重複の加点は行わない) ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)(1段階目:2点、2段階目:3点、3段階 目:4点、プラチナえるぼし:5点、行動計画:1点) ・次世代法に基づく認定(トライくるみん:3点、くるみん(平成29年3月31日ま で):2点、くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日まで):3点、くるみん(令 和4年4月1日以降):3点、プラチナくるみん:5点) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール:4点)						
1、2、3 の 合計 【 点】								

(注)各評価項目につき該当する評価に○をつけ、各項目の点数を合計して総計を出すこと。
(注)評価は合計6名、各100点満点で行い、合計基準点を600点の60%である360点とする。
合計基準点に達し、且つ、第1位の者と僅差(第1位の得点の5%以内)の者がある場合には、見積額の最も低い者を第1候補として推薦する。
(審査員コメント・気づきの点)

--